

～平成25年度地方税制改正の主な点を紹介します～

## 生命保険料控除が変更・退職所得に係る税額控除が廃止に!



保険ニーズの多様化や今後の社会保険制度を補完する分野の重要性を踏まえ、平成25年度分の住民税(個人町県民税)の生命保険料控除の制度の見直しが実施されるとともに、平成25年1月1日以後支払われるべき退職手当等に係る町・県民税について下記のとおり改正されました。

◇お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 町民税係 電話27-1111 (内線121~123)

### 生命保険料控除が変わりました

—介護医療保険料控除が追加—

平成25年度分から住民税の生命保険料控除の制度が改正されました。控除区分は従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障を対象とした「介護医療保険料控除」が新設。各保険料控除の適用限度額は2.8万円となりましたが、合計適用限度額7万円に変更はありません。

【新契約】 ※平成24年1月1日以後に 契約した保険契約等 【最高7万円】	新生命保険料控除 (最高2.8万円) (遺族保障等)	介護医療保険料控除 (最高2.8万円) (介護・医療保障)	新個人年金保険料控除 (最高2.8万円) (老後保障)	【住民税・各保険料控除の計算例】
				年間の支払保険料等(A) 所得控除額
				1.2万円以下 (A)全額
				1.2万円超3.2万円以下 (A)×1/2+6,000円
				3.2万円超5.6万円以下 (A)×1/4+14,000円
				5.6万円超 2.8万円
				※各保険料控除の合計適用限度額は7万円
【旧契約】 ※平成23年12月31日以前に 契約した保険契約等 【最高7万円】	旧生命保険料控除 (最高3.5万円) (遺族・介護・医療保障等)	旧個人年金保険料控除 (最高3.5万円) (老後保障)		

### 退職手当に係る個人住民税の概要

—平成25年1月1日以後の支払から適用—

平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等に係る町・県民税について2点が変わりました。

- (1) 退職手当に係る町・県民税の10%税額控除が廃止されました。  
退職手当に係る町県民税については、これまで退職手当に係る町県民税の所得割の額から税額の10%を控除していましたが、この10%税額控除が廃止されました。
- (2) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職手当に対する2分の1課税が廃止されました。  
勤続年数5年以下の法人役員等が支払いを受ける「役員退職手当等」に対する課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分1とする措置が廃止されました。

【改正後の計算方法】

退職所得の金額 (収入金額-所得控除額)×1/2	×	税率 町民税6% 県民税4%	=	税額(A+B) 町民税額A 県民税額B
-----------------------------	---	-------------------	---	------------------------

年金受給者の皆様へ

### 公的年金収入が400万円以下でも 住民税申告をお忘れなく!

平成23年分所得税の確定申告から年金所得者の申告の簡素化が行われ、「公的年金の収入金額400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下」の方については、所得税の確定申告については不要となりましたが、下記の控除を受けられる方については住民税(町・県民税)申告が必要となりますので漏れなく申告されますようお知らせします。

- ① 社会保険料控除 (国民年金や介護保険料等の掛金)
- ② 生命保険料控除、地震保険料控除
- ③ 医療費控除 ④ 雑損控除 ⑤ 寡婦・寡夫控除等

町税条例(寄附金税額控除)が改正

### 社会福祉法人など寄附金対象が拡大へ!

長野県は、県内に事務所又は事業所を有する社会福祉法人やNPO法人に対する寄附金を個人の県民税に係る寄附金控除の対象とする条例改正を行いました。町でも県と同様、次の法人に対する寄附金を個人の町民税に係る寄附金税額控除の対象とする改正を行いました。

- (1) 特定公益増進法人等 (公益社団・財団法人、社会福祉法人等)  
町社会福祉協議会、信濃医療福祉センター等が該当します。
- (2) 認定特定非営利活動法人  
※平成24年1月1日以降に支出された寄附金について適用します。

## 平成25年の新しい区長のみなさんです

◎区長会会長  
○区長会副会長

第5区  大和昭雄さん (西高木)	第4区  青柳伸さん (上久保2)	第3区  ○尾上武さん (東赤砂)	第2区  中村彰さん (御田町)	第1区  ◎中村光良さん (桜町)
第10区  清水規男さん (西豊)	第9区  関久明さん (星が丘第1)	第8区  山田忠秀さん (社東町第2)	第7区  林滋敏さん (東山田第2)	第6区  柳沢好人さん (町屋敷2組)

### 総合窓口係からお知らせ

諏訪地方6市町村すべてで!

平成25年2月1日から

### 戸籍記録事項証明書(戸籍謄抄本)の相互交付実施

現在、諏訪地方6市町村で諏訪広域相互証明事務として取り扱っている住民票の写し・印鑑登録証明書・税証明書に加え、戸籍記録事項証明書の交付が受けられるようになります。

諏訪管内に本籍がある方は、6市町村すべての窓口で交付が受けられるようになります。ぜひご利用ください。コンピュータ化後の戸籍の全部記載事項証明書(戸籍謄本)及び個人記載事項証明書(戸籍抄本)が交付の対象となります。

- ◆取扱場所・時間
  - 各市町村窓口
  - 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ◆請求できる人
  - 戸籍に記録されている本人
  - 配偶者、子
  - 直系の血族(親、同一戸籍にいる兄弟等)
  - 本人の委任状を持参した人
- ◆手数料
  - 1通 450円



### 天然温泉 旦過の湯グランドオープン

地元の皆様や、遠来のお客様に、歴史ある源泉かけ流しの天然温泉を気軽に楽しんでいただく公衆浴場に生まれ変わりました!

営業時間: 午前5時30分~午後10時(年中無休)  
入湯料: 大人220円・小人110円(小学生以下)

■下諏訪町湯田町3442 電話26-7520

